

【石岡市】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	4,543 人	4,446 人	4,355 人	4,232 人	4,077 人
② 予備機を含む整備上限台数	5,224 台	5,112 台	3,233 台	0 台	0 台
③ 整備台数（予備機除く）	0 台	1,555 台	2,811 台	0 台	0 台
④ ③のうち 基金事業によるもの	0 台	1,555 台	2,811 台	0 台	0 台
⑤ 累積更新率	0%	35%	100%	103%	107%
⑥ 予備機整備台数	0 台	220 台	421 台	0 台	0 台
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0 台	220 台	421 台	0 台	0 台
⑧ 予備機整備率	0%	14%	15%	0%	0%

（端末の整備・更新の考え方）

対象となる校種は石岡市立の小中学校とする。前回調達した令和2年度から5年以上経過した1人1台端末について、更新する。ただし、令和7年度においては中学校、令和8年度においては小学校分を、その時の児童生徒数に応じて調達を行う。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

○対象台数：5,344 台

○考え方：中学校の更新完了後、状態が良いものを小学校分の予備機として運用する。また、小学校の更新完了後は、教育委員会事務局、特別支援教育支援員や教育カウンセラー等の業務端末としての活用やオンライン授業等における補助端末として活用するなど学校の要望を踏まえて柔軟に運用する。また、端末を分解し、構造を学ぶために活用するなど、児童生徒の教育資源として有効的な活用を検討する。

これらの活用策を講じたうえで、再使用できない端末は、小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託するため、端末の購入事業者等に適切な処分を依頼する。

○端末のデータの消去方法

- ・処分事業者へ委託し、データ消去を行う

○スケジュール（予定）

令和7年11月 処分事業者 選定

令和7年11月 新規購入端末の使用開始（中学校）

令和7年12月～ 使用済端末の事業者への引き渡し（中学校）

令和8年11月 新規購入端末の使用開始（小学校）

令和8年12月～ 使用済端末の事業者への引き渡し（小学校）